

**合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律
(通称クリーンウッド法)
の意義と課題**

(公財)高知県のいち動物公園協会 塚本愛子

合法木材利用促進の必要性

- 地球温暖化防止
- 自然環境の保全
- 林産物の供給等の森林の有する多面的機能の維持
- 木材市場における公正な取引の確立



持続可能な森林経営の実現に寄与

クリーンウッド法の評価

意義

- 国等の公的部門だけでなく対象を民間事業に拡大
- 供給側のみならず需要者側も対象

課題

- 合法木材利用推進法であり違法伐採規制法ではない
- 合法性の確認に必要な樹木の所有者及び伐採事業者が対象外
- 合法木材利用の必要性や法制度の消費者への周知が不十分

課題解決に向けてのアプローチ

事業者にはサプライチェーン管理及びDDSを義務付けた場合の問題点と解決策の検討が急務

- 中小事業者が参加しやすい環境づくり(コスト・DDS効率化、ガイドライン、マニュアルの整備等)
- 業界団体の役割強化
- 消費者の理解を得るための信頼性の向上とPR活動の強化